令和８年度
由利本荘市道路除雪計画



目　　次

１，目　　的　・・・・・ 1

２，除雪の基本方針　・・・・・ 1

３，除雪の機構　・・・・・ 2

（１）道路除雪対策本部　・・・・・ 2

（２）道路雪害対策本部　・・・・・ 2

（３）道路除雪作業地域区分　・・・・・ 2

（４）各地域の除雪体制　・・・・・ 3～5

４，除雪実施計画　・・・・・ 6

（１）除雪体制の基準　・・・・・ 6

（２）除雪出動基準　・・・・・ 7

（３）除雪作業の注意事項　・・・・・ 7～8

（４）情報連絡体制の整備　・・・・・ 9

（５）除雪ｵﾍﾟﾚｰﾀの確保と管理　・・・・・ 9

（６）除雪機械の配置計画　・・・・・10

（７）除雪作業の委託計画　・・・・・11～12

（８）雪捨場の確保　・・・・・13

（９）緊急時の応援体制　・・・・・14

５，地域住民との連携　・・・・・15
（１）地域住民との協力体制　・・・・・15
（２）円滑な除雪作業のための周知事項・・・・・15
（３）道路利用者への情報提供　・・・・・16
６，流雪溝の維持管理　・・・・・17



１，目　的

道路は、市民の日常生活、社会・経済活動を支える最も重要な施設であり、現在、由利本荘市の市道認定路線は 3,678 路線、距離にして 2,085.8ｋｍに達している。

この計画は、冬期間の積雪時における安全な道路交通の確保について、国・県および関係機関と連携を図りながら、効果的な除排雪作業を実施し、市民生活の安定を図り、社会・経済活動の確保することを目的とする。

２，除雪の基本方針

・迅速かつ的確な除雪体制の確立

１．早朝除雪は、通勤通学路を優先し、遅くとも午前７時までに完了させる。
２．由利本荘市８地域の実情に合わせ、緊急時にも対応した柔軟な除雪体制を整える。
３．気象予測及び道路巡回による情報収集により、的確かつ迅速な出動態勢を整える。
４．道路状況を把握し、適切な機械配置かつ安全で効率的な除雪作業を行う。

・主要生活道路の安全な交通確保

１．主要路線の早朝新雪除雪実施を基本とし、必要に応じて適時交通確保に努める。
２.道路状況を見極め、路面の不陸整正、凍結防止剤散布等の適時実施に努める。
３．安全な除雪作業実施のため、職員及び除雪作業員の安全意識の向上を図る。

・地域住民、道路利用者との連携強化

１．地域住民の除雪に対する理解と協力を求め、連帯感を高める。
２．多様化する地域の実情に配慮し、きめ細やかな除雪に努める。
３．道路利用者への情報提供を充実させ、冬期における地域間交流と日常生活圏の確保を目指す。

３，除雪の機構

由利本荘市の除雪体制は１１月１日から翌年３月３１日までを除雪期間として、道路除雪の円滑かつ適切な実施を図るため次のとおり機構を整えるものである。

（１）道路除雪対策本部

秋田地方気象台の発表する気象情報や各地域の降雪観測情報を参考とし、道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を期するため、除雪対策本部を建設部に設置し、本部長（建設部長）の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。

道路除雪対策本部の機構図は、図―１のとおりとする。

（２）道路雪害対策本部

異常積雪で市長が特に必要と認めたときは、道路交通確保が十分に行われるよう、道路除雪対策本部を道路雪害対策本部に移行する。本部長は市長とする。

道路雪害対策本部の機構図は、図―２のとおりとする。

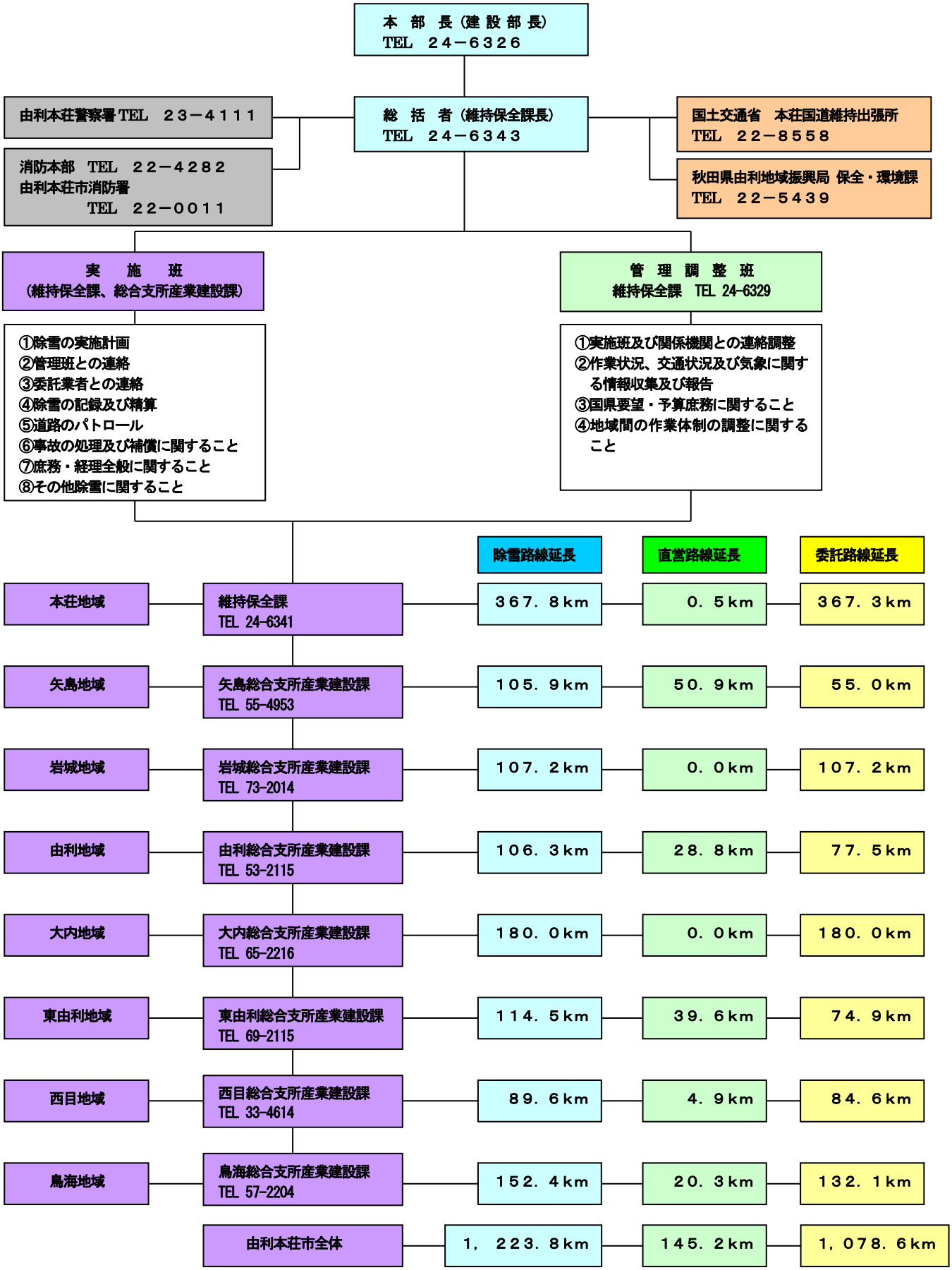
（３）道路除雪作業地域区分

除雪作業実施班は市内８地域に１６箇所の除雪機械出動拠点を設け、それぞれの地域を除雪する。

地域名	所管先	連絡先	休日・夜間の連絡先
本荘地域	建設部維持保全課	24-6341	休日/夜間 24－3321
矢島地域	矢島総合支所産業建設課	55-4953	休日/夜間 55－4953
岩城地域	岩城総合支所産業建設課	73-2014	休日/夜間 73－2011
由利地域	由利総合支所産業建設課	53-2115	休日/夜間 53－2112
大内地域	大内総合支所産業建設課	65-2216	休日/夜間 65－2211
東由利地域	東由利総合支所産業建設課	69-2115	休日/夜間 69－2110
西目地域	西目総合支所産業建設課	33-4614	休日/夜間 33－2211
鳥海地域	鳥海総合支所産業建設課	57-2204	休日/夜間 57－2201

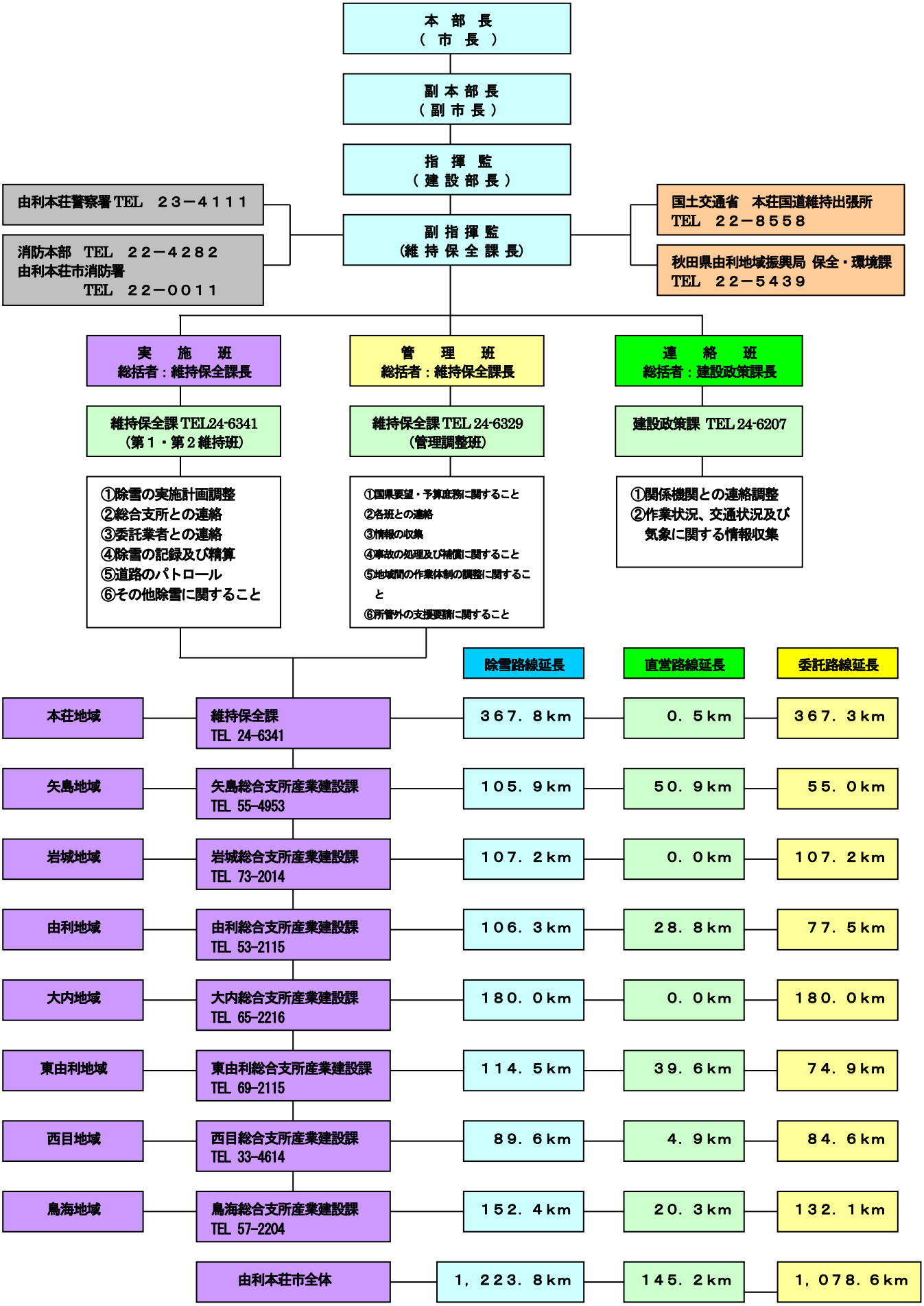
道路除雪対策本部機構図

図－1



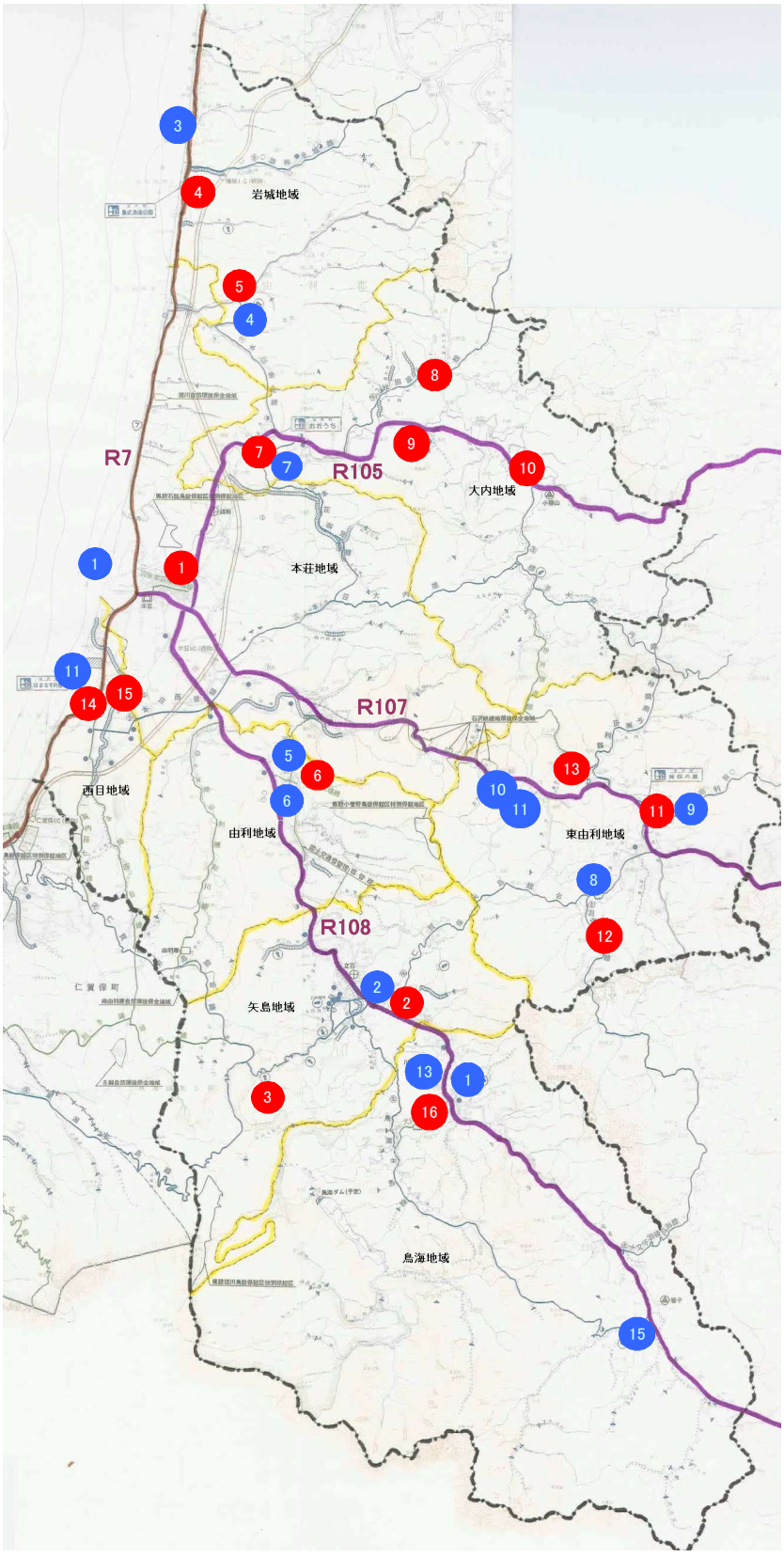
道路雪害対策本部機構図

図－2



		除雪路線延長	直営路線延長	委託路線延長
本荘地域	維持保全課 TEL 24-6341	367．8km	0．5km	367．3km
矢島地域	矢島総合支所産業建設課 TEL 55-4953	105．9km	50．9km	55．0km
岩城地域	岩城総合支所産業建設課 TEL 73-2014	107．2km	0．0km	107．2km
由利地域	由利総合支所産業建設課 TEL 53-2115	106．3km	28．8km	77．5km
大内地域	大内総合支所産業建設課 TEL 65-2216	180．0km	0．0km	180．0km
東由利地域	東由利総合支所産業建設課 TEL 69-2115	114．5km	39．6km	74．9km
西目地域	西目総合支所産業建設課 TEL 33-4614	89．6km	4．9km	84．6km
鳥海地域	鳥海総合支所産業建設課 TEL 57-2204	152．4km	20．3km	132．1km
由利本荘市全体		1，223．8km	145．2km	1，078．6km

由利本荘市　除雪出動拠点配置図



市所有除雪機械出動拠点

No	地域名	出動拠点
1	本荘	由利本荘市除雪ステーション
2	矢島	矢島克雪管理センター
3		長保田除雪ステーション
4	岩城	岩城総合支所
5		亀田花広場駐車場
6	由利	由利地域除雪格納庫
7	大内	中館ステーション
8		高尾ステーション
9		松本ステーション
10		中田代ステーション
11	東由利	東由利総合支所
12		黒渕車庫
13		横渡車庫
14	西目	西目土木機械車庫
15		旧西目分署車庫
16	鳥海	長坂除雪センター

指定雪捨場

No	地域名	名称	備考
1	本荘	レクレーション広場（本荘マリーナ脇）	
2	矢島	旧矢島グラウンド駐車場	
3	岩城	道川海水浴場北側駐車場	地域専用
4		旧天鷲遊園跡地	地域専用
5	由利	由利体育館裏広場	地域専用
6		家畜保冷施設脇広場	地域専用
7	大内	大内中学校裏駐車場	地域専用
8	東由利	旧町民プール（住吉）跡地	地域専用
9		東由利総合支所南側駐車場	地域専用
10		西山工業団地奥	地域専用
11		大平スキー場駐車場（入口右側）	地域専用
12	西目	西目海水浴場	地域専用
13	鳥海	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ駐車場から子吉川左岸	一般開放無
14		町橋上流から丁川右岸	一般開放無

４，除雪実施計画

由利本荘市の除雪対象路線長は 1,223.8 ㎞である。内、市道は 1180.1 ㎞である。
1,209.08k ㎡の面積を持つ由利本荘市は、矢島、東由利、鳥海の３地域が特別豪雪地帯に指定されているなど、各地域間で冬期における気象の差異が著しいことから、維持保全課及び各総合支所管理のもとで実施する。

（１）除雪体制の基準

除雪対策本部は、いつでも除雪を実施できるよう体制を整えておく。除雪体制は、次表のとおりとする。

体制区分	降積雪の状況	内容
準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	・除雪の出動確認 ・要員の待機
除雪体制	除雪出動基準に基づく降積雪がある場合	・除雪出動
警戒準備体　　制	積雪深が、沿岸で３０ｃｍ以上、内陸で７０ｃｍ以上ある場合	・最重点、緊急確保路線における除雪作業強化 ・情報連絡の強化 ・道路雪害対策本部設置の準備
警戒体制	積雪深が、沿岸で５０ｃｍ以上、内陸で１２０ｃｍ以上ある場合	・道路雪害対策本部の設置 ・総合的な除雪作業の強化 ・情報連絡の強化 ・借り上げ除雪機械の補強



（２）除雪出動基準

作業内容による出動基準は、次表のとおりとする。

作業内容	出動基準
新雪除雪	積雪５cm 以上（山間部については１０cm 以上）に達した場合、又はそれ以上になると予想されるとき、又は吹きだまり等道路交通の支障となる場合。
路面整正	わだちの発生により通行に支障となると予想される場合。
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害などの交通障害が発生した場合、又は発生すると予想される場合。
歩道除雪	積雪５cm 程度でそれ以上になると予想されるとき、又は車道除雪の雪が歩道に堆雪し歩行が困難になる場合。
融雪剤散布	路面凍結により通行に支障が出る場合、また支障になると予想される場合

（３）除雪作業の注意事項

①車道除雪

イ．道路の交差点部、踏切付近、トンネルの前後の除雪作業については、段差、わだちが生じないよう十分留意する。

ロ．除雪を実施する際は、規制標識には十分注意する。特に一時停止、指定方向外侵入禁止及び横断歩道等の標識は路側にあるので、破損した場合は速やかに応急の措置をとり、所管の警察署に連絡して措置してもらう。

ハ．防雪柵設置道路において、除雪は防雪柵の反対側へ行うようにする。



ニ．諸工事等を施工している道路では、工事施工者及び所管課と十分な連絡調整をしながら安全な除雪をする。

ホ．運搬排雪は周辺の状況や気象状況を見極め、必要に応じて適切に実施する。

ヘ．随時パトロールを実施し、出動時間を適切に判断し、正常な路面を確保するように努める。

ト．大型ロータリ除雪車出動の際は、二人乗車を基本とし安全作業に努める。



②歩道除雪

イ．歩道除雪については通勤通学路を優先し、機械除雪により冬期歩行者空間を確保する。
　また横断歩道、バス停には雪の塊りを置かないよう留意する。

ロ．歩道除雪後に車道除雪された雪が歩道上に堆雪しないよう車道除雪との十分な連携を図る。

③凍結防止



イ．気象の変化に留意し、凍結防止のため路側の水切りに努める。

ロ．急カーブ、急坂路、主要交差点及び橋梁部等については、凍結防止剤等の散布により冬期交通の安全に努める。

④運搬排雪

イ．運搬排雪は、通常の拡幅除雪が困難な場合、道路パトロールにより状況を確認し、見通しの悪い交差点や通学路を重点的に実施するものである。

ロ．運搬排雪を行う場合、受託業者は排雪箇所等の計画を市に報告してから作業を実施する。



⑤その他

イ．各地域の実情に合わせ、きめ細かい安全な作業を行うよう努めること。

（４）情報連絡体制の整備

秋田地方気象台及びその他の観測機関を利用し、必要な情報を正確に入手できるよう努める。また定点観測による積雪状況の把握と、道路パトロールによる路面状況を把握できる体制を整える。

除雪作業実施中は、作業者間の連絡を密にし、直営、委託を問わず連携の取れたきめ細かい除雪作業を心がけることとする。

（５）除雪オペレータの確保と管理

除雪作業に従事する者は必ずその運転機械の操作資格を有しているもので、その確保及び管理は各地域の総合支所で行うものとする。

①健康管理

除雪作業は早朝や夜間に実施されることが多く、長時間連続の労働となる場合もあるので、オペレータ及び作業従事者は、十分な休養と睡眠を取るなど、日頃から自己の健康管理に十分配慮し、異常を感じた場合は速やかに作業責任者等へ報告すること。

②除雪機械の維持

操作する除雪機械については常に整備点検に努め、除雪作業に支障をきたさないようにし、操作についても良く習熟し事故の無いよう努めること。



（６）除雪機械の配置計画

除雪機械の配備にあたっては、地域毎の実情（降雪量や除雪方法等）に合わせた除雪を実現できるよう総合支所ごとに除雪機械を選定し、かつ効率的かつ経済的となるよう市全体の中で配置の見直しを行いながら配置計画を立案している。

①車道除雪

ロータリ除雪車　：　堆雪幅に余裕がなく、道路の幅だしが必要な箇所。
除雪トラック　：　比較的に幅員が広い幹線の初期除雪。
除雪グレーダ　：　比較的に幅員が広い幹線の除雪。
除雪ドーザ　：　幅員の狭い住宅地の除雪。

②歩道除雪

歩道除雪は小型除雪車（小型ロータリ）やハンドガイド除雪機を配置する。

③凍結防止剤散布

急カーブ、急坂路、主要交差点及び橋梁部等において、凍結により交通障害が発生する箇所には、凍結防止剤散布車を配置する。

所有機械別台数一覧表　（台）

地域名	ﾛｰﾀﾘ除雪車 R	除雪ﾄﾗｯｸ T	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ G	除雪ﾄﾞｰｻﾞ D	凍結防止剤散布車 MS	小型除雪車 M	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ除雪機 HD	計
本　荘	0	0	3	1	1	3	5	13
矢　島	7	2	3	5	1	3	0	21
岩　城	0	0	0	6	1	2	0	9
由　利	2	1	1	4	1	2	0	11
大　内	1	0	1	7	1	1	0	11
東由利	4	0	1	8	1	2	0	16
西　目	0	0	0	6	1	1	0	8
鳥　海	3	0	4	4	1	1	0	13
計	17	3	13	41	8	14	5	101



（７）除雪作業の委託計画

由利本荘市の除雪延長 1,223.8km のうち 1,078.6km を業務委託する。これは総除雪路線延長の 88.1%にあたる。

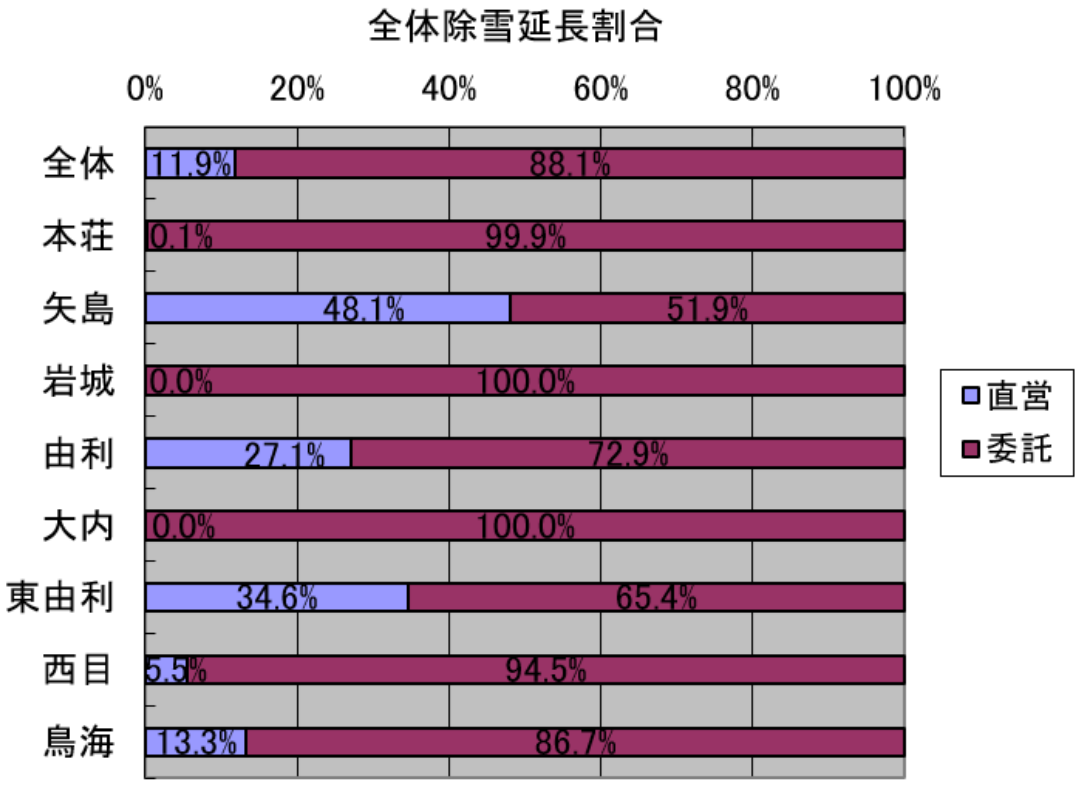
冬期交通の確保については、地域企業の協力が必要不可欠なものである。

由利本荘市委託者数と委託延長

全体	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
79 者	24 者	3 者	7 者	8 者	18 者	5 者	6 者	6 者
1,078.6km	367.3km	55.0km	107.2km	77.5 km	180.0km	74.9km	84.6km	132.1km

借上除雪機械一覧

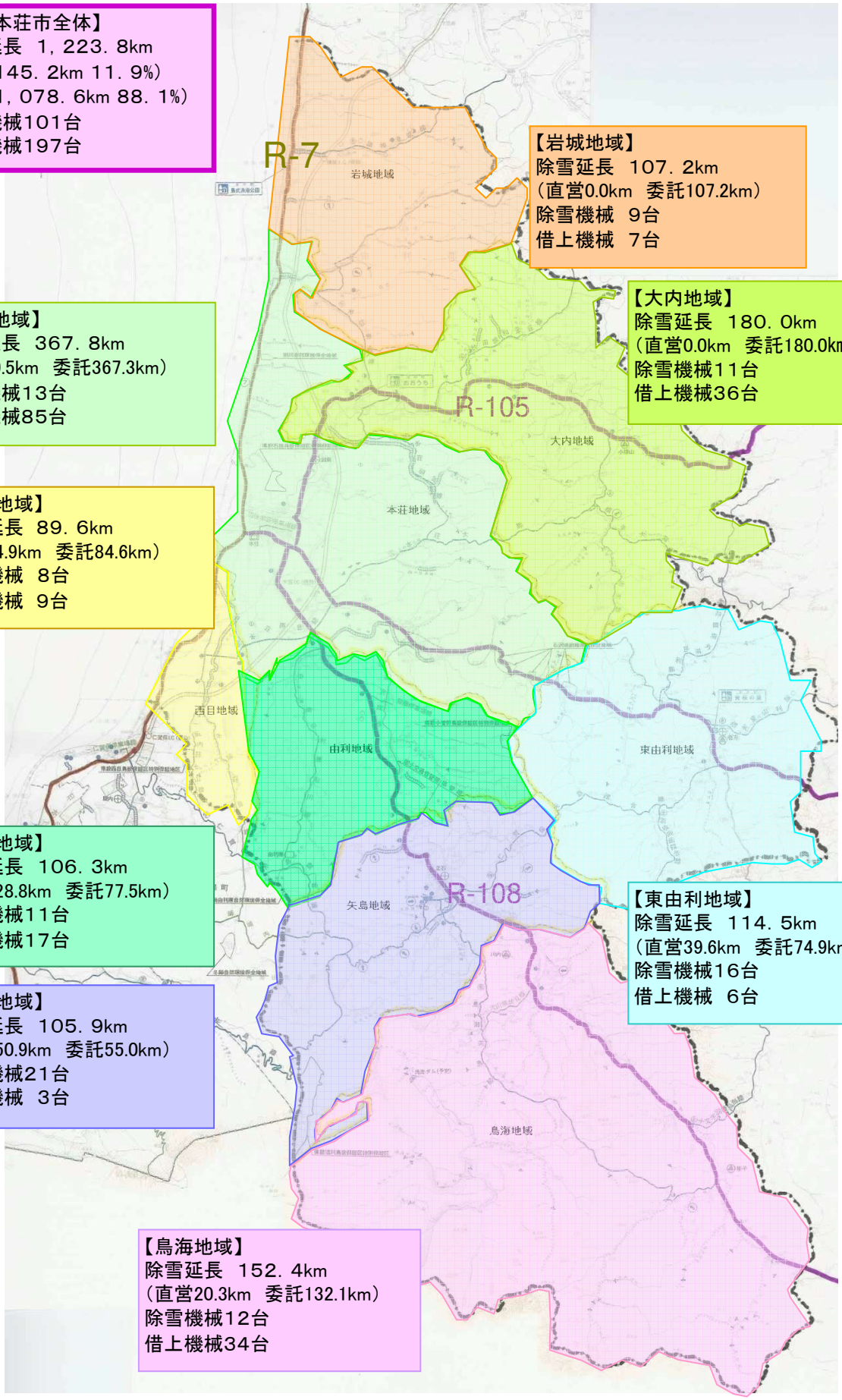
全体	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
197 台	85 台	3 台	7 台	17 台	36 台	6 台	9 台	34 台





由利本荘市地域別除雪体制

【由利本荘市全体】
除雪延長　1，223．8km
（直営145．2km 11．9%）
（委託1，078．6km 88．1%）
除雪機械101台
借上機械197台



【岩城地域】
除雪延長　107．2km
（直営0.0km　委託107.2km）
除雪機械　9台
借上機械　7台

【大内地域】
除雪延長　180．0km
（直営0.0km　委託180.0km）
除雪機械11台
借上機械36台

【本荘地域】
除雪延長　367．8km
（直営0.5km　委託367.3km）
除雪機械13台
借上機械85台

【西目地域】
除雪延長　89．6km
（直営4.9km　委託84.6km）
除雪機械　8台
借上機械　9台

【由利地域】
除雪延長　106．3km
（直営28.8km　委託77.5km）
除雪機械11台
借上機械17台

【東由利地域】
除雪延長　114．5km
（直営39.6km　委託74.9km）
除雪機械16台
借上機械　6台

【矢島地域】
除雪延長　105．9km
（直営50.9km　委託55.0km）
除雪機械21台
借上機械　3台

【鳥海地域】
除雪延長　152．4km
（直営20.3km　委託132.1km）
除雪機械12台
借上機械34台

（８）雪捨場の確保

各地域では、主にダンプトラック等を使用した運搬排雪のための雪捨場を指定している。各地域の指定雪捨場は次の表のとおりである。

雪捨場の利用に関しては、各総合支所で実情に合わせた指導を行う。

地域名	対象地区	所在地	名　称	備考
本　荘	本荘地域	石脇字田尻地内	ﾚｸﾘｪﾚｰｼｮﾝ広場（本荘ﾏﾘｰﾅ脇）	
矢　島	矢島地域	矢島町立石字長泥地内	旧矢島ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ駐車場	
岩　城	道　　川	内道川字井戸ノ沢地内	道川海水浴場北側駐車場	地域専用
	亀　　田	亀田亀田町字亀田町地内	天鷺遊園跡地	地域専用
由　利	東　滝　沢	前郷字家岸上堤地内	由利体育館裏広場	地域専用
	西　滝　沢	川西字神田地内	家畜保冷施設脇広場	地域専用
大　内	大内地域	中館字堤台地内	大内中学校裏駐車場	地域専用
東由利	田　　代	田代字住吉地内	旧町民ﾌﾟｰﾙ（住吉）跡地	地域専用
	老　　方	老方字橋脇地内	東由利総合支所南側駐車場	地域専用
	蔵	蔵字上ノ山地内	西山工業団地奥	地域専用
	宿	宿字湯ノ沢地内	大平ｽｷｰ場駐車場（入口右側）	地域専用
西　目	西目地域	西目町出戸字浜山地内	西目海水浴場	地域専用
鳥　海	伏　　見	鳥海町伏見字折切地内	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ駐車場から子吉川左岸	一般開放無
	笹　　子	鳥海町上笹子字畑平地内	町橋上流から丁川右岸	一般開放無

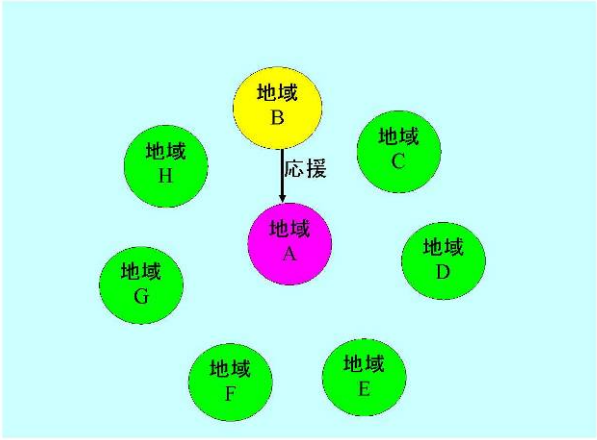


（９）緊急時の応援体制

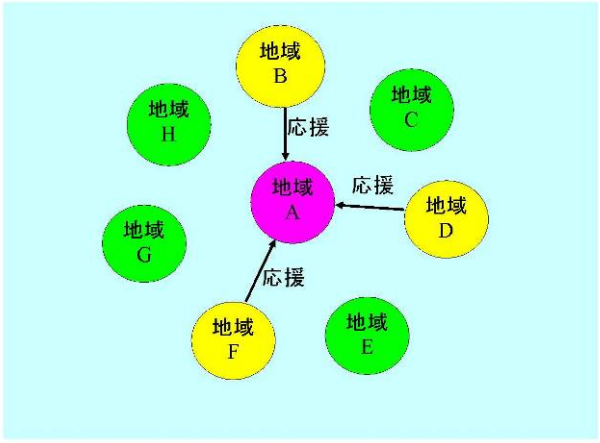
由利本荘市の８地域において局所的な大雪などで各地域単独での通常除雪が困難になった場合等緊急時の対応策として、当該地域への作業応援体制の確立を目指し、建設部維持保全課がこの連絡調整を行う。

尚、通常除雪であっても各地域を結ぶ重要路線においては、総合支所間で連絡調整を図り、効率的な除雪作業の実施に努める。

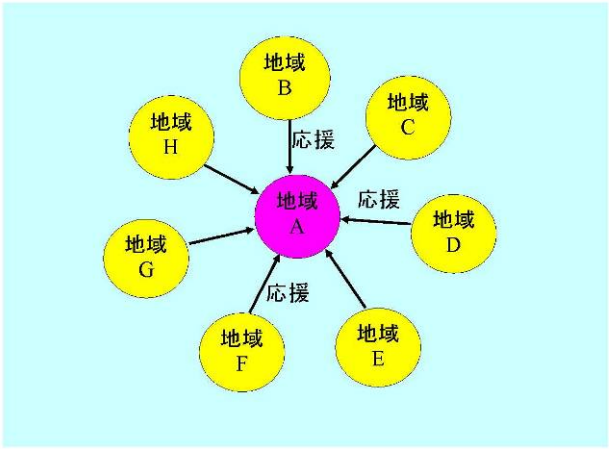
第１次応援体制　その１（単独地域を応援する場合）



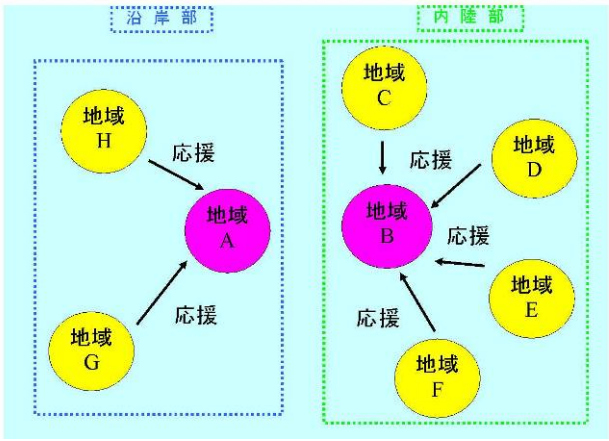
第１次応援体制　その２（単独地域を応援する場合）



第１次応援体制　その３（単独地域を応援する場合）



第２次応援体制　（複数地域を応援する場合）



５，地域住民との連携

（１）地域住民との協力体制

厳しい冬期間の除雪計画を円滑に実施するためには、地域の住民による協力が必要不可欠である。このため、チラシの配布、広報紙等による啓蒙活動を行い、住民の理解と協力を得るよう努める。

また、道路利用者に対する情報提供の充実を図り、円滑な道路除雪への協力を求めるとともに、冬期における自動車事故の減少を目指す。

（２）円滑な除雪作業のための周知事項

除雪計画を実施するうえで下記事項の周知徹底を図り、円滑な道路除雪に協力を求めるものとする。

①路上駐車はしない

道路除雪の妨げとなり車両が損傷する恐れがあるので、路上への違法駐車及び故障車両の放置をしない。

②宅地内の雪を車道に出さない

交通渋滞や交通事故の原因になり大変危険である。

③玄関先から道路へ出る間口除雪は各家庭で行うこと

玄関先から道路へ出る間口除雪は各家庭で行い、間口の雪は通行の支障にならないように道路の端に寄せてもらう。

④道路上の支障物件を撤去すること

占用許可のない道路上にある支障物件は除雪の妨げとなり、また雪と一緒に処理される恐れがあるので撤去してもらう。

⑤流雪溝以外の道路側溝等に投雪しない

捨てた雪のために、流れが止められ水が車道に溢れ出す可能性がある。これにより路面が凍結し通行の妨げとなり大変危険である。

⑥除雪車には近づかない

除雪車は作業上前進後退を繰り返すことが多く危険なので、十分な車間距離を取ることや、オペレータへ合図をするなど、安全を確認して通行すること。

⑦その他の事項

地域の実情に合わせた注意事項を作成し周知する。

（３）道路利用者への情報提供

道路利用者に対し適切な情報を提供していくことで、安全で円滑な道路除雪作業を図り、冬期間の自動車事故減少を目指す。

除雪作業中の車両については、回転灯や案内看板等を取り付けドライバーに注意を促す。

冬期交通不能区間については、案内板の設置や広報紙、ホームページなどで周知を図る。



※『あきたのみち情報』秋田県建設部道路課提供

URL：http://road.pref.akita.lg.jp/modules/tinyd0/

また、除雪車両の作業状況をインターネット上で公開することで、車両の位置情報等を閲覧できるサービスを提供している。



URL ： http://www.yurihonjo-josetsu.jp/josetsugps/imadoko/top_yurihonjo/

６，流雪溝の維持管理

流雪溝の運営については各地域のそれぞれの管理組合に委任するものであるが、維持、管理、補修に関しては地域の実情に合わせて、各総合支所が対応する。

各地域の流雪溝の実態

地域名	対象地区	管理組合名	管理延長(km)	利用戸数(戸)	備考
本荘	館	館地区流雪溝利用組合	2.2	80	
	鳥田目	鳥田目地区流雪溝利用組合	1.2	35	
矢島	元町・七日町	子吉川水系流雪溝利用組合	6.5	236	
	荒沢・七日町	荒沢川水系流雪溝利用組合	7.3	245	
	城内・館町・田中町	岩瀬堰水系流雪溝利用組合	7.0	223	
岩城	亀田	亀田流雪溝利用組合	1.6	190	
大内	岩谷町	岩谷町流雪溝利用組合	4.1	227	
	新沢	新沢流雪溝組合	0.5	67	
	及位	及位前田堰管理組合	0.4	36	
	中田代	板井沢・新田流雪溝利用組合	0.9	38	
東由利	舘合	舘合地区流雪溝利用組合	2.0	86	
	山崎・久保	山崎･久保地区流雪溝利用組合	1.0	10	
	老方	老方地区流雪溝利用組合	2.7	115	
	寺田	寺田地区流雪溝利用組合	0.3	14	
	蔵	蔵地区流雪溝利用組合	2.2	56	
	法内	法内地区流雪溝利用組合	1.1	18	
	大琴	大琴地区流雪溝利用組合	1.8	54	
鳥海	笹子	町町内会流雪溝組合	1.1	77	
	笹子	上杉沢流雪溝組合	0.2	13	
	上川内	平根流雪溝組合	2.0	39	
	伏見	久保流雪溝組合	0.7	51	
	伏見	伏見流雪溝組合	1.0	66	
	下川内	坪渕流雪溝組合	0.3	20	
計			48.1	1,996	



